

奈良市監査委員告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 7 年 5 月 15 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 道 端 孝 治
同 中 西 吉日出

資産税課

監査結果公表日 令和 7 年 3 月 31 日（奈良市監査委員告示第 8 号）

措置結果通知日 令和 7 年 4 月 15 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>職員の旅費に関する書類を査閲したところ、職員 3 人の市外旅費について、支払が行われていなかった。</p> <p>旅費については、定期的に財務会計システム（旅行件名選択ダイアログ）を利用して支払状況の確認を行うなど、支払漏れのないよう徹底されたい。</p>	<p>監査の指摘を受け、令和 7 年 3 月 14 日に当該職員の旅費について、支払を行いました。</p> <p>また、旅費の支払状況について財務会計システムにより確認することを課内で周知し、再発防止を図りました。</p>

D X 推進課

監査結果公表日 令和 7 年 3 月 31 日（奈良市監査委員告示第 8 号）

措置結果通知日 令和 7 年 4 月 16 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>職員の旅費に関する書類を査閲したところ、職員 1 人の市外旅費について、支払が行われていなかった。</p> <p>旅費については、定期的に財務会計システム（旅行件名選択ダイアログ）を利用して支払状況の確認を行うなど、支払漏れのないよう徹底されたい。</p>	<p>監査の指摘を受け、令和 7 年 2 月 10 日に当該職員の旅費について、支払を行いました。</p> <p>また、旅費の支払状況について財務会計システムにより確認することを課内で周知し、再発防止を図りました。</p>

産業政策課

監査結果公表日 令和7年3月31日（奈良市監査委員告示第8号）

措置結果通知日 令和7年5月8日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>職員の旅費に関する書類を査閲したところ、職員1人の市外旅費について、支払が行われていなかった。</p> <p>旅費については、定期的に財務会計システム（旅行件名選択ダイアログ）を利用して支払状況の確認を行うなど、支払漏れのないよう徹底されたい。</p>	<p>当該職員の旅費について、令和7年5月2日に支払を行いました。</p> <p>また、旅費の支払状況について財務会計システムにより確認することを課内で周知し、再発防止を図りました。</p>

水道計画課

監査結果公表日 令和7年3月31日（奈良市監査委員告示第7号）

措置結果通知日 令和7年5月8日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>草刈委託において、設計書及び特記仕様書（以下「仕様書」という。）では、交通誘導員として、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の認定を受けた警備業者の警備員（以下「認定警備員」という。）を配置することとなっていたが、実際には配置されていなかった。</p> <p>このことは、受注者は契約に基づいた業務を履行していないことになり、所管課は仕様書に基づいた現場監督及び検収業務を適正に行っていないことになる。加えて、認定警備員が配置されていなかったことから、支払われた委託料のうち警備業務相当額については、過払が発生していることになる。</p> <p>委託業務が仕様書で指定している内容に基づいて適切に行われているかの確認を確実に行うとともに、過払となっている警備業務相当額について速やかに受託業者に返還を求められたい。</p>	<p>草刈委託については、受託業者が交通誘導員として、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の認定を受けた警備業者の警備員を配置していなかったことによる警備業務相当額の過払が発生していたため、受託業者に過払分の返還請求を行い、令和7年4月18日に入金されたことを確認しました。</p> <p>今後の委託業務においては、委託内容の確認を複数名で行って適切な契約書類を作成し、その内容に基づいた現場監督及び検収業務を行います。</p>